○上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例

令和５年４月１日条例第１８号

上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例

（実費弁償）

第１条　組合の機関の請求により出頭し、又は参加した次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。

(1)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９２条において準用する法第１００条第１項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人

(2)　法第２９２条において準用する法第１１５条の２第２項（法第２９２条において準用する法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人

(3)　法第２９２条において準用する法第１９９条第８項の規定により出頭した関係人

(4)　法第２９２条において準用する法第１１５条の２第１項（法第２９２条において準用する法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者

(5)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第８条第６項の規定により出頭した証人

(6)　行政手続法（平成５年法律第８８号）第１０条の規定により行政庁の求めに応じ公聴会に参加した者

(7)　行政手続法第１７条第１項の規定により主宰者の求めに応じ聴聞に関する手続に参加した者

２　前項の規定により支給する実費弁償の額については、上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１９号）第１条に規定する一般職の職員に支給する旅費の例による。

（実費弁償の返納）

第２条　前条第１項各号に掲げる者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して実費弁償の支給を受けた場合には、当該実費弁償を返納させなければならない。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

管理者が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年２月１０日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第３条第５項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第１条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

１２　第４条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に組合の機関の請求により出頭し、又は参加した者に対して支給する実費弁償について適用し、施行日前に組合の機関の請求により出頭し、又は参加した者に対して支給する実費弁償については、なお従前の例による。